



佐賀県公報

平成18年
6月26日
(月曜日)
第12771号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- 特定計量器の定期検査 (四三〇・くらしの安全安心課) 一
- 道路の区域の変更 (四三一・道路課) 一
- 道路の供用開始 (四三二・") 二

公 告

- 平成十八年度職業訓練指導員試験の実施 (労働課) 二
- 農地保有合理化事業規程の変更承認 (農産課) 五
- 肥料登録の有効期間の更新 (園芸課) 六
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 六
- 換地処分届出 (農地整備課) 六
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 六
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定の廃止 (") 六
- 落札者等の公示 (公告) 七

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百三十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所での次のとおり実施する。

平成十八年六月二十六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県告示第四百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月二十六日から平成十八年七月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に

検査区域	対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所
唐津市(旧唐津市)の区域に限る。	非自動はかり、分銅及びおもり	平成一八年八月一八日(金)	一〇・三〇から 一二・〇〇まで 一三・三〇から 一五・三〇まで	唐津市農業協同組合 屋形石支所
		平成一八年八月二一日(月)	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	唐津市漁業協同組合 高島支所
		平成一八年八月二二日(火)	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	鬼塚公民館
		平成一八年八月二三日(水)	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	唐津市都市コミュニティーセンター
		平成一八年八月二四日(木)	一三・三〇から 一五・三〇まで	成和公民館
		平成一八年八月二五日(金)	一〇・三〇から 一五・三〇まで	長松公民館
		平成一八年八月二八日(月)	一〇・三〇から 一五・三〇まで	西唐津公民館
				唐津市漁業協同組合
				唐津市役所

供する。

なお、平成十八年五月十二日付け佐賀県告示第三百四十一号は、廃止する。

平成十八年六月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の		変更前 後の別	区域	
	区	間		幅 メートル	延 メートル
県道 佐賀川久保 鳥栖線	三養基郡みやき町大字簗原字吉原三九六番二地先から	後	一九・〇	二〇八・七	
	三養基郡みやき町大字簗原字吉原四〇二四番一地先まで	前	一六・七 七・八		
県道 佐賀川久保 鳥栖線	三養基郡みやき町大字簗原字吉原三九六番二地先から	後	一九・〇	二〇七・九	
	三養基郡みやき町大字簗原字吉原四〇二四番一地先まで	前	一六・七 七・八		

◎佐賀県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年六月二十六日から平成十八年七月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、平成十八年五月十二日付け佐賀県告示第三百四十二号は、廃止する。
平成十八年六月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保鳥栖線	三養基郡みやき町大字簗原字吉原三九六番二地先から	平成一八・六・二六
	三養基郡みやき町大字簗原字吉原四〇二四番一地先まで	

○公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり行います。

平成18年6月26日

佐賀県知事 古川 康

1 試験を実施する免許職種

(1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種
自動車整備科

(2) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する免許職種（実技試験の免除を受けることができる者に限る。）
木工科

(3) 学科試験（指導方法のみ）を実施する免許職種（実技試験及び学科試験（関連学科）の免除を受けることができる者に限る。）
上記(1)及び(2)以外の免許職種

2 試験の科目

(1) 実技試験及び学科試験（関連学科）

免許職種	実技試験の 科目	学科試験（関連学科）の科目	
		系基礎学科	専攻学科
自動車整備科	自動車整備	自動車工学（自動車内燃機関 シヤシ 電気及び電子装置 車体燃料及び潤滑油） 材料（自動車用材料） 安全衛生（安全管理 衛生管理） 関係法規（道路運送車両法）	自動車整備法（整備法 検査法 整備及び検査機器）

木工科	製図(現図画法 読図法) 木材加工法(木材乾燥法) 木材加工用機械 安全衛生(安全管理 衛生管理)	工作法(木工品 工作法 組立法 仕上げ法 加飾法 木工用機械 仕様及び積算) 塗装法(塗装機器 塗装法) 材料(木工用材料 着剤 仕上用材料)
-----	--	---

(2) 学科試験(指導方法)

区 分	学科試験(指導方法)の科目		
全科目共通	職業訓練原理	教科指導法	訓練生の心理 生活指導 職業訓練関係法規

3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができます。

- ア 法第44条第1項の規定による技能検定試験に合格した者
- イ 長期課程の指導員訓練(法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号。以下「旧法」という。)第7条第2項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、訓練期間の基準が4年であるものを含む。)を修了した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの
- ウ 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後1年以上の実務の経験を有するもの
- エ 免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練(旧法の規定により行われた専門的な技能に関する職業訓練及び認定職業訓練を含む。)を修了した者で、その後2年以上の実務の経験を有するもの
- オ 免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であって総訓練時間が700時間以上ものを修了した者で、その後3年以上の実務の経験を有するもの
- カ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)

において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの

キ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有するもの

ク 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し3年以上の実務の経験を有するもの

ク 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後当該免許職種に関し5年以上の実務の経験を有するもの

コ 学校教育法による専修学校又は各種学校(修業年限が2年以上で、中学校を卒業したこと若しくは中等教育学校の前期課程を修了したこと又はこれらと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。)のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し4年(専修学校の専門課程において修業年限が2年のものを修めて卒業した者)又は3年、修業年限が3年以上のものを修めて卒業した者)であっては2年、専修学校の高専課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が3年以上のものを修めて卒業した者)であっては3年)以上の実務の経験を有するもの

カ 免許職種に関し、8年以上の実務の経験を有する者

シ 厚生労働大臣が別に定めるところによりアからサまでに掲げる者と同等以上の実務の経験を有すると認められる者

ス 厚生労働大臣が別に定めるところによりアからシまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができます。

<p>ア 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>4 試験の免除</p> <p>実技試験及び学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりです。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1066 212 1110 663">免除を受けることができる者</th> <th data-bbox="1066 663 1110 1137">免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="983 212 1066 663">免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者</td> <td data-bbox="983 663 1066 1137">実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 212 983 663">免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者</td> <td data-bbox="900 663 983 1137">実技試験の全部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="746 212 900 663">職業訓練指導員免許を受けた者</td> <td data-bbox="746 663 900 1137">学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="663 212 746 663">免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</td> <td data-bbox="663 663 746 1137">実技試験の全部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 212 663 663">職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</td> <td data-bbox="580 663 663 1137">学科試験のうち指導方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 212 580 663">免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</td> <td data-bbox="466 663 580 1137">学科試験のうち関連学科の系基礎学科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="351 212 466 663">免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者</td> <td data-bbox="351 663 466 1137">学科試験のうち関連学科の専攻学科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 212 351 663">職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</td> <td data-bbox="236 663 351 1137">学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="132 212 236 663">免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</td> <td data-bbox="132 663 236 1137">学科試験のうち関連学科</td> </tr> </tbody> </table>	免除を受けることができる者	免除の範囲	免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科	免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部	職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の専攻学科	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免除を受けることができる者	免除の範囲																				
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科																				
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部																				
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)																				
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部																				
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法																				
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科																				
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の専攻学科																				
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)																				
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1385 1200 1461 1648">免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</td> <td data-bbox="1385 1648 1461 2123">学科試験のうち関連学科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1302 1200 1385 1648">免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</td> <td data-bbox="1302 1648 1385 2123">学科試験のうち関連学科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 1200 1302 1648">学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</td> <td data-bbox="1187 1648 1302 2123">学科試験のうち関連学科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1098 1200 1187 1648">厚生労働大臣が別に定める他の法令による免許又は資格を有する者</td> <td data-bbox="1098 1648 1187 2123">実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部</td> </tr> </tbody> </table>	免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科	厚生労働大臣が別に定める他の法令による免許又は資格を有する者	実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部	<p>5 試験の期日及び場所</p> <p>(1) 学科試験(全職種)</p> <p>平成18年9月6日(水曜日)</p> <p>佐賀県立産業技術学院(多久市多久町7183番地1)</p> <p>(2) 実技試験(自動車整備科)</p> <p>平成18年9月7日(木曜日)</p> <p>佐賀県立産業技術学院(多久市多久町7183番地1)</p> <p>6 受験申請の手続</p> <p>(1) 受験申請に必要な書類</p> <p>ア 職業訓練指導員試験受験申請書</p> <p>イ 履歴書(市販の用紙を使用し、写真をはり付けること。写真は申請前6か月以内に撮影した正面上半身無帽無背景で縦4センチメートル横3センチメートル型とし、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。)</p> <p>ウ 3の②のア及びイに該当しないことを証する書面</p> <p>エ 受験資格を証する書面</p> <p>オ 試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格に該当することを証する書面</p> <p>(2) 受験手数料</p> <p>受験手数料は、次に掲げる額とします。ただし、学科試験又は実技試験</p>												
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科																				
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科																				
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科																				
厚生労働大臣が別に定める他の法令による免許又は資格を有する者	実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部																				

の全部免除を受ける場合は、当該試験の受験手数料は不要です。

学科試験 3,100円
 実技試験 15,800円
 合計 18,900円
 受験手数料に相当する額の佐賀県収入証紙を受験申請書にはり付けてください。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由があっても受験手数料の返還はできませんのでご注意ください。

(3) 受験申請書類の提出先

佐賀県農林水産商工本部労働課職業能力開発担当 (郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

(4) 受験申請書類の提出期限

平成18年7月3日(月曜日) から平成18年7月28日(金曜日) まで。
 なお、郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。7月28日の消印のあるものまで受け付けます。

(5) 受験票

受験申請書を受け付けた後、受験票を本人あて送付します。

7 合格発表

合格者の受験番号を平成18年10月上旬に佐賀県公報に掲載するとともに、合格者のみに合格通知及び合格証書の交付をします。

8 試験結果の開示

この試験の得点については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票を持参のうえ、直接開示場所へおいでください。なお、電話での開示請求はできませんのでご注意ください。

開示請求できる人	開示する内容	開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
受験者本人のみ	学科試験得点(科目別得点を含む。)及び実技試験得点	合格発表の日から1か月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除き、8時30分から17時15分まで)	農林水産商工本部労働課

9 その他

(1) 受験申請書及び試験案内は、佐賀県農林水産商工本部労働課においてお渡します。

なお、受験申請書及び試験案内の郵送を希望する場合は、あて先を明記のうえ140円切手をはった返信用封筒(定形外:A4用紙を収納できるサイズ)を同封して、「職業訓練指導員試験受験申請書請求」と朱書きして、佐賀県農林水産商工本部労働課に申し込んでください。

(2) 受験手続について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部労働課職業能力開発担当(電話0952-25-7101)に問い合わせてください。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第2項の規定により準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成18年6月26日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所
 名称 社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社
 住所 佐賀市城内一丁目1番59号
- 2 変更する農地保有合理化事業規程の名称

社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社農地保有合理化事業規程

3 変更する農地保有合理化事業の種類

農地売渡信託等事業 (法第4条第2項第2号に規定する事業をいう。)

農地貸付信託事業 (法第4条第2項第2号の2に規定する事業をいう。)

4 事業規程の変更内容

農業生産法人への貸付信託の事業の追加等

5 承認年月日

平成18年5月30日

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成18年6月26日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
佐賀県肥第688号	副産動物質肥料	アミノキング	窒素全量 8.0%		日本物産株式会社	唐津市中原通1の6	平成21年7月24日
佐賀県肥第689号	副産動物質肥料	ベストロン エキス	窒素全量 8.0%		日本物産株式会社	唐津市中原通1の6	平成21年7月24日
佐賀県肥第690号	副産動物質肥料	ハイオグリー	窒素全量 8.0%		日本物産株式会社	唐津市中原通1の6	平成21年7月24日

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年6月26日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

三養基郡上峰町大字坊所字上坊所412番13から412番16まで並びに三養基郡みやき町大字中津隈字五本黒木630番3、631番2、632番1及び632番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三養基郡みやき町大字原古賀5473番地の1
さが東部農業協同組合

唐津市長 坂井 俊之から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、唐津市営土地改良事業 (さが農業農村振興整備) 宮ノ前地区の換地処分を平成18年5月24日行った旨届出があった。

平成18年6月26日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年6月26日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
9	神埼郡吉野ヶ里町吉田字中瀬尾1948番243及び1948番249	平成18年6月14日	6.15 (6.00~6.15)	82.40

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法施行細則 (昭和36年佐賀県規則第14号) 第12条の規定により、平

成18年6月9日次の指定道路の廃止を承認した。

平成18年6月26日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定廃止の位置	指定年月日	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
19	鹿島市大字森字見橋104番4 及び1064番6	昭和60年 3月13日	4.0	54.38

指定廃止に係る図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 教育委員会事項

次のとおり落札者等について公告します。

平成18年6月26日

収支等命令者

佐賀県教育庁学校教育課長 溝 上 芳 秋

1 落札に係る物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 一式 621台

液晶プロジェクタ 一式 27台

プリンタ 一式 27台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成18年4月13日

4 落札決定日 平成18年5月24日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 シーホース株式会社佐賀支店 代表取締役 松枝 清盛

(2) 住所 佐賀市天祐一丁目1-22 ハイソネット203号

6 落札価格 83,758,500円(消費税及び地方消費税額を含む)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県教育庁学校教育課産業教育・情報化推進担当

(2) 所在地 佐賀市城内一丁目1番59号

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年六月二十六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷